

議案第53号

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例の制定について

標記条例を次のように制定する。

令和2年4月13日提出

八幡浜市長 大城 一郎

記

八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例の一部を改正する条例  
八幡浜市障害者施設いきいきプチファーム設置条例（平成20年条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。ただし、改正前の欄に掲げる規定で改正後の欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削るものとする。

改正後	改正前
<p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第5条第27項</u>に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター事業(Ⅲ型)」という。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第4条 前条第1号から<u>第3号まで</u>に規定する事業を利用できる者は法第22条第1項の規定による決定を受けている者とし、前条第4号及び第5号に規定する<u>事業を利用できる者は</u>あらかじめ市長に<u>申請し</u>、利用の承認を受けている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、施設を利用することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設 <u>又は</u>備品等を <u>汚損し、損傷し、又は滅失させる</u>おそれがあると認める者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第5条 施設で行う各事業の利用定員は、<u>市長が規則で定める。</u></p>	<p>(事業)</p> <p>第3条 施設は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に規定する、次に掲げる事業を行う。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>法第5条第20項</u>に規定する地域活動支援センター(以下「地域活動支援センター事業(Ⅲ型)」という。)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(利用対象者)</p> <p>第4条 前条第1号から<u>第3号</u>に規定する事業を利用できる者は、法第22条第1項の規定による決定を受けている者とし、前条第4号及び第5号に規定する<u>事業については、</u>あらかじめ市長に<u>申請し</u>利用の承認を受けている者とする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、施設を利用することができない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 施設、<u>備品等をき損し、又は滅失する</u>おそれがあると認める者</p> <p>(4) (略)</p> <p>(利用定員)</p> <p>第5条 施設で行う各事業の利用定員は、<u>次のとおりとする。</u></p>

<p>(利用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項各号に規定する</u>利用料は、次条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の収入として収受させるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(1) <u>生活介護事業 10人</u></p> <p>(2) <u>就労移行支援事業 6人</u></p> <p>(3) <u>就労継続支援事業（B型） 24人</u></p> <p>(4) <u>地域活動支援センター事業（Ⅲ型） 概ね10人以上</u></p> <p>(5) <u>日中一時支援事業 6人</u></p> <p>(利用料)</p> <p>第6条 (略)</p> <p>2 <u>前項の各号で定める</u>利用料は、次条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の収入として収受させるものとする。</p> <p>3 (略)</p>
---	--

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 提案理由

臨機応変な定員管理を行うことにより、利用者ニーズの充足及び利便性の向上を図るため。